

ZOZOTOWN / ZOZOTOWN Pay Pay Mall店 割引クーポンについて

この規約（以下「本規約」という）は、申込者の希望により、ZOZOTOWNで使用できる割引クーポンを発行し、これにより対象ブランドを値引くこと（以下「ZOZOTOWN割引クーポン」という）に関して基本的事項を定めるものである。

第 1 条（定義）

本規約において使用する用語は、別途本規約に定義されている場合や、ZOZOTOWNへの出店に関する契約書で定義されている場合を除き、以下の意味を有するものとする。

- (1) 「当社」とは、株式会社ZOZOをいう。
- (2) 「申込者」とは、本規約に従い申込み者をいう。
- (3) 「会員」とは、ZOZOTOWNにおいて会員登録をし、ZOZO IDを保有する者をいう。
- (4) 「ZOZOポイント」とは、当社がZOZOTOWNにおいて提供するポイントプログラムをいう。
- (5) 「割引クーポン」とは、会員が対象ブランドを購入する際に使用することができるZOZOポイントをいう。
- (6) 「対象ブランド」とは、割引クーポンが使用できる申込者の商品をいう。

第 2 条（総則）

1. 申込者はZOZOTOWN割引クーポンを希望する場合、本規約について確認の上、当社に対して申込みものとする。
2. 申込者は、当社との間で、対象ブランド、割引クーポンの有効期間、付与する割引クーポンの金額、その他必要な事項を 当社が指定するURLに開設された管理ページ（以下「管理ページ」という）において個別に定め、合意するものとする。なお、本規約に定めのない事項について管理ページで合意した場合、又は本規約の定めと齟齬がある場合は、管理ページでの合意が優先して適用されるものとする。
3. 前項の管理ページにおいて別段の合意をした場合を除き、割引クーポンは以下の取り決めとなる。
 - (1) 割引クーポンは会員一人につき一回のみ利用可能なものとする。
 - (2) 割引クーポンは対象ブランドでのみ使用可能なものであり、対象ブランドの注文代金にのみ充当される。
 - (3) 割引クーポンは 1 ポイントにつき 1 円として算定し、申込者は、会員が対象ブランドの購入に使用した割引クーポンの金額を第 3 条の定めに従い当社に対して支払うものとする。
 - (4) 対象ブランドに関する基準売上高は割引クーポン使用前の販売価格とする。

第 3 条（割引クーポンに係る原資負担の支払い）

1. 当社は、申込者に対して、会員が対象ブランドの購入に使用した割引クーポンの金額を算定し、毎月末日で締め、申込者は当社に対して、翌月末日までに支払うものとする。
2. 会員が、割引クーポンを利用して対象ブランドを購入した後、ZOZOTOWN 利用規約の定めに従い、又は申込者の同意を得て、当該対象ブランドの返品又はキャンセルを受け付けた場合、当社は、かかる会員が使用した割引クーポンの金額を申込者に対して支払うものとする。
3. 本条に定める支払い方法は、当社又は申込者が相手方に対して負担する金銭債務と対当額で相殺することにより支払うものとする。相殺後もなお本規約に基づく金銭債権を当社又は申込者が相手方に対して有する場合、当該債権が完済されるまで、翌月以降も同様に相殺する。

第 4 条（その他）

1. 当社及び申込者は、相手方の書面による事前の承諾のない限り、本規約上の地位及び本規約によって生じる権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。
2. 当社が ZOZO ポイントを廃止した場合及び、30 日前に当社が申込者に通知した場合、本規約は将来に向かい効力を失うものとする。

ZOZOCHINA割引クーポンについて

この規約（以下「本規約」という）は、申込者の希望により、ZOZOCHINA（以下に定義する）で使用できる割引クーポンを発行し、これにより対象ブランドを値引くこと（以下「ZOZOCHINA割引クーポン」という）に関して基本的事項を定めるものである。

第 1 条（定義）

本規約において使用する用語は、別途本規約に定義されている場合や、ZOZOTOWNへの出店に関する契約書及び中華人民共和国における当社のEコマースプラットフォーム出店に関する合意書で定義されている場合を除き、以下の意味を有するものとする。

- (1) 「当社」とは、株式会社ZOZOをいう。
- (2) 「申込者」とは、本規約に従い申込みをいう。
- (3) 「会員」とは、ZOZOCHINA において会員登録をし、ZOZO ID（ZOZOCHINAにおいてのみ利用されるIDを含む）を保有する者をいう。
- (4) 「ZOZOCHINAポイント」とは、当社がZOZOCHINAにおいて提供するポイントプログラムをいう。
- (5) 「ZOZOCHINA」とは、当社又は当社グループ会社等が提供するZOZOCHINAその他中華人民共和国において当社が運営する仮想ショッピングサイトをいう。
- (6) 「割引クーポン」とは、会員がZOZOCHINAで対象ブランドを購入する際に使用することができるZOZOCHINAポイントをいう。
- (7) 「対象ブランド」とは、割引クーポンが使用できる申込者の商品をいう。

第 2 条（総則）

1. 申込者はZOZOCHINA割引クーポンを希望する場合、本規約について確認の上、当社に対して申込みものとする。
2. 申込者は、当社との間で、対象ブランド、割引クーポンの有効期間、付与する割引クーポンの金額、その他必要な事項を当社が指定するURLに開設された管理ページ（以下「管理ページ」という）において個別に定め、合意するものとする。なお、本規約に定めのない事項について管理ページで合意した場合、又は本規約の定めと齟齬がある場合は、管理ページでの合意が優先して適用されるものとする。
3. 前項の管理ページにおいて別段の合意をした場合を除き、割引クーポンは以下の取り決めとなる。
 - (1) 割引クーポンは会員一人につき一回のみ利用可能なものとする。
 - (2) 割引クーポンは対象ブランドでのみ使用可能なものであり、対象ブランドの注文代金にのみ充当される。
 - (3) 割引クーポンは、当社基準の為替レートを適用し、会員が対象ブランドの購入に

使用した時点における当該割引クーポンの金額を申込者が管理ページに定める割引クーポンの金額を上限として、人民元に換算して算定するものとし（小数点以下については、繰り上げるものとする）、申込者は、会員が対象ブランドの購入に使用した割引クーポンの金額を第 3 条の定めに従い当社に対して支払うものとする。

(4) 対象ブランドに関する基準売上高は割引クーポン使用前の販売価格とする。

第 3 条（割引クーポンに係る原資負担の支払い）

1. 当社は、申込者に対して、会員が対象ブランドの購入に使用した割引クーポンの金額を算定し、毎月末日で締め、申込者は当社に対して、翌月末日までに支払うものとする。なお、割引クーポンに係る申込者の原資負担は当社基準の為替レートを適用して算定するものとし、管理画面で設定した割引クーポン額よりも低い金額で当該割引クーポンが利用された場合、申込者は円建ての当該金額のみを負担するものとする。
2. 会員が、割引クーポンを利用して対象ブランドを購入した後、適用ある現地法規制及び中国業務利用規約の定めに従い、又は申込者の同意を得て、当該対象ブランドの返品又はキャンセルを受け付けた場合、当社は、かかる会員が使用した割引クーポンの金額を申込者に対して支払うものとする。
3. 本条に定める支払い方法は、当社又は申込者が相手方に対して負担する金銭債務と対当額で相殺することにより支払うものとする。相殺後もなお本規約に基づく金銭債権を当社又は申込者が相手方に対して有する場合、当該債権が完済されるまで、翌以降も同様に相殺する。

第 4 条（その他）

1. 当社及び申込者は、相手方の書面による事前の承諾のない限り、本規約上の地位及び本規約によって生じる権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。
2. 当社がZOZOCHINAポイントを廃止した場合及び、30 日前に当社が申込者に通知した場合、本規約は将来に向かい効力を失うものとする。

上記内容すべてを確認のうえ、同意し、申込み